

一戸町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月3日	<p>1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について</p> <p>要 旨</p> <p>「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容</p> <p>今年1月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書がユネスコへ正式に提出され、現在、構成資産及び関連資産が所在する4道県14市町で組織する世界遺産登録推進本部を中心に、令和3年の登録に向けて着実に準備を進めております。登録が実現すれば、県内唯一の構成資産である御所野遺跡が、「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一(平泉町)」、「明治日本の産業革命遺産一製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石市)」に続く3つ目の世界文化遺産となり、本県の豊かな文化を広く国内外に知らしめるまたとない機会となります。</p> <p>世界遺産登録推進本部では、登録に向けた機運醸成を図るため、フォーラム開催等に取り組んでいるところですが、県民一人一人の理解をより一層深めるためには、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実していく必要があります。</p>	<p>県では、御所野遺跡の世界遺産登録に向けた県内の機運醸成を図るため、一戸町における総合イベント「御所野縄文WEEK」をはじめ、県内各地でパネル展やセミナーを開催するとともに、IGRの中吊り広告などによる周知活動を展開するほか、県内の児童・生徒を対象にした世界遺産出前授業、地元産業界や周辺市町村と連携して、お土産品の開発、インバウンド対応やガイド力向上をテーマにしたおもてなし研修を行うこととしております。</p> <p>また、国内外からの来訪者の増加を見据え、遺跡に係る一層の認知度向上を図るため、4道県や貴町と連携し、首都圏で縄文土器等の巡回展やフォーラムを開催するとともに、ホームページの多言語化により、国内外への情報発信を強化し、更には、令和3年度の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連イベントや、東北デスティネーションキャンペーンによるPR活動に取り組むこととしていきます。</p>	県北広域振興局	経営企画部、 県北教育事務所	A : 1

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録され、南の玄関口である御所野遺跡の認知度が高まれば、そこから県内他地域への波及効果も期待されます。当町では、今後増加が見込まれる観光客のおもてなしに向けて、物販、飲食、観光案内等の機能を備え、交流の拠点となる新たな観光施設を「道の駅」として整備することについて検討を進めております。整備に当たっては、町内にとどまらず、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地との交流拡大を図る広域観光拠点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域、さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となりますが、付加機能分の財源の確保が課題となっております。

つきましては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への令和3年登録実現のため、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実させ、県民挙げての機運醸成を図ること。例えば、小中学生の遠足などで必ず御所野遺跡を訪れる機会をつくること。

8月3日	<p>1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について</p> <p>要 旨 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 今年1月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書がユネスコへ正式に提出され、現在、構成資産及び関連資産が所在する4道県14市町で組織する世界遺産登録推進本部を中心に、令和3年の登録に向けて着実に準備を進めております。登録が実現すれば、県内唯一の構成資産である御所野遺跡が、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—(平泉町)」、「明治日本の産業革命遺産—製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石市)」に続く3つ目の世界文化遺産となり、本県の豊かな文化を広く国内外に知らしめるまたとない機会となります。</p> <p>世界遺産登録推進本部では、登録に向けた機運醸成を図るため、フォーラム開催等に取り組んでいるところですが、県民一人一人の理解をより一層深めるためには、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実していく必要があります。</p>	<p>北海道・北東北の縄文遺跡群の御所野遺跡については、県北地域の観光資源として重要であると認識しており、これまでも国内外への情報発信を行うとともに、平泉、橋野鉄鉱山等の優れた文化遺産をつなぐ広域ルート構築に向けてバスツアー商品の造成支援など誘客拡大に取り組んでいるほか、今年度新たに、縄文遺跡群の構成資産を有する隣接圏域(八戸、鹿角)と連携した周遊マップを作成するところです。</p> <p>今後も、世界遺産等を核とした「歴史・文化」をテーマとした広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組合せによる滞在型観光の促進を図り、市町村等と連携しながら国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	県北広域 振興局	経営企 画部	A : 1
------	--	---	-------------	-----------	-------

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録され、南の玄関口である御所野遺跡の認知度が高まれば、そこから県内他地域への波及効果も期待されます。当町では、今後増加が見込まれる観光客のおもてなしに向けて、物販、飲食、観光案内等の機能を備え、交流の拠点となる新たな観光施設を「道の駅」として整備することについて検討を進めております。整備に当たっては、町内にとどまらず、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地との交流拡大を図る広域観光拠点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域、さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となりますが、付加機能分の財源の確保が課題となっています。

つきましては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

2 御所野遺跡を核に、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確立するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動等を拡充すること。

8月3日	<p>1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について</p> <p>要 旨 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 今年1月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書がユネスコへ正式に提出され、現在、構成資産及び関連資産が所在する4道県14市町で組織する世界遺産登録推進本部を中心に、令和3年の登録に向けて着実に準備を進めております。登録が実現すれば、県内唯一の構成資産である御所野遺跡が、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—(平泉町)」、「明治日本の産業革命遺産—製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石市)」に続く3つ目の世界文化遺産となり、本県の豊かな文化を広く国内外に知らしめるまたとない機会となります。</p> <p>世界遺産登録推進本部では、登録に向けた機運醸成を図るため、フォーラム開催等に取り組んでいるところですが、県民一人一人の理解をより一層深めるためには、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実していく必要があります。</p>	<p>町が検討している「道の駅」等の整備については、貴町における検討状況や道路管理者との調整状況、国の補助制度の活用見込み等を確認しながら、県としてどのような支援が可能か、検討していきます。(B)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>
------	--	--	----------------	--------------	--------------

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録され、南の玄関口である御所野遺跡の認知度が高まれば、そこから県内他地域への波及効果も期待されます。当町では、今後増加が見込まれる観光客のおもてなしに向けて、物販、飲食、観光案内等の機能を備え、交流の拠点となる新たな観光施設を「道の駅」として整備することについて検討を進めております。整備に当たっては、町内にとどまらず、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地との交流拡大を図る広域観光拠点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域、さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となりますが、付加機能分の財源の確保が課題となっています。

つきましては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

3 町が実施する「道の駅」等の整備に対し、広域観光振興や県北圏域の地域振興の観点から、財政的支援を行うこと。

8月3日	<p>1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について</p> <p>要 旨 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 今年1月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書がユネスコへ正式に提出され、現在、構成資産及び関連資産が所在する4道県14市町で組織する世界遺産登録推進本部を中心に、令和3年の登録に向けて着実に準備を進めております。登録が実現すれば、県内唯一の構成資産である御所野遺跡が、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—(平泉町)」、「明治日本の産業革命遺産—製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石市)」に続く3つ目の世界文化遺産となり、本県の豊かな文化を広く国内外に知らしめるまたとない機会となります。</p> <p>世界遺産登録推進本部では、登録に向けた機運醸成を図るため、フォーラム開催等に取り組んでいるところですが、県民一人一人の理解をより一層深めるためには、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実していく必要があります。</p>	道の駅整備に伴う施設の設置については、その施設の性格や内容を伺ったうえで、県としてどのような対応が可能か、検討していきます。	県北広域振興局	経営企画部	B : 1
------	--	--	---------	-------	-------

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録され、南の玄関口である御所野遺跡の認知度が高まれば、そこから県内他地域への波及効果も期待されます。当町では、今後増加が見込まれる観光客のおもてなしに向けて、物販、飲食、観光案内等の機能を備え、交流の拠点となる新たな観光施設を「道の駅」として整備することについて検討を進めております。整備に当たっては、町内にとどまらず、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地との交流拡大を図る広域観光拠点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域、さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となりますが、付加機能分の財源の確保が課題となっております。

つきましては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と、県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

4 道の駅整備に際し、縄文遺跡群の南の玄関口として、また、岩手県内の世界遺産を紹介する施設をガイドダンスセンターとして町と共同で設置いただきたいこと。

8月3日	<p>2 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について</p> <p>要 旨 北岩手9市町村で結成した「北岩手循環共生圏」を通じた取組への支援について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 本年2月、当町を含む北岩手9市町村が「北岩手循環共生圏」を結成いたしました。これは、2019年2月に北岩手9市町村を含む12市町村と神奈川県横浜市との間で締結した「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を契機とするもので、令和2年度版環境白書にも掲載されるなど全国的にも先駆的な取組として注目されております。</p> <p>この取組により、従来から存在している地域資源を活用し岩手県の約3倍の人口を有する横浜市と北岩手9市町村とのあいだで、再生可能エネルギーの供給をきっかけとして、ヒト、モノ、カネの循環が活性化され、北岩手9市町村にとって地域の活性化に多大な効果をもたらすことが期待できると考えております。</p> <p>当町では平成21年以来、横浜市元町地区にアンテナショップ「Natural Essay」を運営してきており、その活動により育まれた人脈やノウハウを有していることに加え、特定規模電気事業者である「御所野縄文電力」が立地しており具体の活動を開始し易い環境にあります。今後、横浜市全域を対象とした展開を想定した場合、確実な成果を得るためにも北岩手他市町村が連携を深め物販や観光PRなどを強力に推進する必要があります。</p>	<p>1 北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地域であり、「いわて県民計画（2019～2028）」の「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」では、豊かな地域資源を生かした交流人口の拡大や、再生可能エネルギー資源を生かした地域振興を図ることとしています。</p> <p>県としては再生可能エネルギーの導入を促進するため、北岩手の市町村が連携して実施する事業に対して、これまで、地域の取組の展開を支援してきたところであり、引き続き、様々な手法による支援を検討していきます。</p> <p>また、国に対しては、自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開や、送配電網増強施策等の展開など、再生可能エネルギー導入促進に向けた措置等を要望しているところです。（B）</p> <p>2 市町村が行おうとする事業は、市町村が主体となることを基本としつつ、市町村や県、企業・団体等の多様な主体が連携・協働し、役割を分担しながら、実現に向けた取組を進めていくことが重要であるとと考えており、各市町村とも密接に連携を図りながら、様々な取組を進めていきます。（B）</p>	県北広域 振興局	経営企 画部	B : 2
------	--	---	-------------	-----------	-------

岩手県におかれましても、今年度「ふるさと振興部
県北・沿岸振興室」を新たに設けられ、交流人口の拡
大や再生可能エネルギー資源の利用促進など「北いわ
て産業・社会革新ゾーン」の推進による北岩手の振興
を目指す方向は、この取組に完全に一致するものと認
識しております。

つきましては、この「北岩手循環共生圏」を通じた
取組に対し、下記の事項について特段の御高配を賜り
ますようお願いいたします。

記

1 横浜市で実施する9市町村・特産品のPRや紹介イ
ベント、販売機会の創出、再生可能エネルギーの供給
拡大など、北岩手の市町村が連携して実施する事業に
対し財政的支援を行うこと。

なお、構成市町村各々の事情が異なる中での取組に
なることが想定されることから、個別事業の枠組みに
は柔軟に対応いただきたいこと。

2 北岩手地区各市町村が行おうとする各種事業に関
し、その実行に向けた協議にも参画し共同の事業主体
となるなど、市町村と共に事業実施を行っていただき
たいこと。

8月3日	<p>3 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について 要 旨 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 岩手県立一戸病院は、開設以来、当町唯一の総合病院として、地域住民の健康増進と医療の確保に大きく貢献していただいております。深く感謝申し上げます。また、昨年は、地域の医療ニーズに対応できる病院運営を行うため、一般科病棟の機能再編により、地域包括ケア病床の新設と、在宅医療の体制強化、重度認知症患者デイ・ケアの開始など機能強化が図られたところであり、医療体制の充実に対する日頃の県当局の御尽力に対し、重ねて感謝申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症対策において、一戸病院は県北部における感染症指定医療機関として、県内感染者の治療拠点となり得る施設であります。日頃、新型コロナウイルス感染症へ対応する医療従事者皆様の献身的な業務遂行には深く敬意を表するものでありますが、ひとたび感染症患者が発生した場合には治療にあたる医師等医療従事者について、現状より多くの人員配置が必要となることから、有事に備えた体制整備が不可欠と考えます。</p> <p>現状の一戸病院の外来診療につきましては、眼科が平成20年1月に、泌尿器科が平成27年4月に休止されました。人工透析患者など、長期的な療養を必要とする患者は二戸市や盛岡市などへの通院を余儀なくされており、移動手段が限られる高齢患者にとっては身体的・経済的負担も大きいことから、身近な存在である一戸病院の外来診療再開を誰もが望んでいるところであります。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策のための医師の確保については、二次保健医療圏の役割分担のもと、県立一戸病院に院内感染対策等を専門的に取り扱うICD（インфекション・コントロール・ドクター）を1名配置する等、医療体制の確保に努めており、引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制の確保に努めていきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、二次保健医療圏毎に医療提供体制を構築することとしており、二戸病院、一戸病院及び軽米病院において相互に職員の応援体制をとるなどして、対応することとしています。（B）2、3</p> <p>県立一戸病院の精神科については、令和2年4月に2名増員し、常勤医師8名体制とし充実を図ったところです。</p> <p>休止となっている泌尿器科及び眼科の診療再開に向けた医師の配置並びに整形外科の常勤医師の配置及び外科の常勤医師の増員については、関係大学に対して医師の派遣を強く要望していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、新たな派遣は非常に困難な状況です。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。（2、3共にB）</p>	県北広域 振興局	保健福 祉環境 部	B：3
------	---	--	-------------	-----------------	-----

また、常勤医師の不在により、整形外科が平成28年4月から応援診療となりました。外科医師も不足しており、平成24年5月には外科入院の受け入れがなくなっております。北陽病院時代から盛岡以北の精神医療の拠点として長い歴史を有する精神科につきましても、精神科医師の不足により、平成25年5月に精神科救急の常時対応施設から病院群輪番施設に変更されております。

全ての地域住民の願いは、住みなれた地域で生き生きとした生活を送ることであり、そのためには医療の維持・確保が不可欠です。当町の山間部には管内の基幹病院まで片道1時間以上を要する地区もあることから、一戸病院で相次ぐ診療体制の縮小・変更により、地域住民は大きな不安を感じ、重大な関心を寄せているところと見られます。

つきましては、一戸病院の医療体制の充実に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症などの感染症治療を想定した医療体制構築のため医師等医療従事者の確保を通常時から行うこと。
2. 泌尿器科外来など、休止されている診療科を再開すること。
3. 常勤の整形外科医師を確保するとともに、外科医師及び精神科医師を増員すること。

8月3日	<p>4 岩手県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について</p> <p>要 旨</p> <p>二戸学区の中学生の多様な進路希望をかなえるとともに、地域の将来を担う人材の育成を図るため、岩手県立一戸高等学校総合学科の学級数維持等及び機能の充実について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容</p> <p>平成28年3月に策定された「新たな県立高等学校再編計画」に基づく令和2年度の一戸高等学校総合学科1学級減と系列等の見直しにつきましては、入学者数の増加などにより示された地域の高いニーズを踏まえて延期を御決断いただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>二戸学区では、中学卒業予定者が減少する中で、他の学区のように複数の専門学科高校に多数の専門学科を設けることが困難となっており、生徒の多様な進路希望をかなえるためには、様々な系列講座を開設できる総合学科の充実を図るしかない状況です。総合学科の学級数減や系列等の見直しは、二戸学区の 中学生の将来の選択肢を狭めることに直結するものと考えるところです。</p> <p>特にも、一戸高等学校は、二戸学区唯一の総合学科高校として地域に根ざした教育に積極的に取り組むとともに、福祉分野や食産業分野など、地域を担う人材の育成にも大きく寄与していただいております。地域にとって必要不可欠な存在となっています。</p>	<p>(1、4)</p> <p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。</p> <p>他方で、生徒数が減少する中においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証や、生徒にとってより良い教育環境の整備等に課題が残ることが懸念され、二戸ブロックも同様であるものと捉えています。</p> <p>二戸地域においては、高い技術力を有するものづくり産業等が集積されており、地域産業を担う人材の育成とともに、高齢化社会に対応した介護福祉人材等の育成も求められている現状にあり、早期に専門教育を集約し、二戸地域における専門教育を担う魅力ある学校をつくるべき等の意見もいただいております。</p> <p>以上のことから、計画では、地域の将来を見据え、各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しながら、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することで、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋がることを想定して、一戸高校と福岡工業高校を統合することとしました。</p>	県北広域 振興局	県北教 育事務 所	A : 1 B : 3
------	---	--	-------------	-----------------	----------------

町といたしましても、一戸高等学校の魅力ある学校づくりを支援するため、生徒の海外派遣、なぎなた選手の大会派遣や「華一（はないち）同好会」への補助、卒業生の町内企業への就職支援として就職初年度の給料の一部補助などを実施し、昨年7月には、IGRいわて銀河鉄道の通学定期購入者への運賃助成の対象を、町外からの通学者にも拡大しました。通学費用の補助は、各家庭の負担軽減に加えて、総合学科の特色を活かした地域学の習得と、なぎなた競技、「華一」等の魅力ある活動に繋がり、町内や二戸学区内にとどまらず、県外も含めた地域の中学生にも訴求できるものと考えますので、その受け入れを検討する必要もあると感じております。

つきましては、一戸高校を志願する中学生の増加及び、卒業後の多様な進路の実現と、地域の将来を担う人材の育成を図るため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 一戸高等学校総合学科の1学年3学級を維持すること。
- 2 法律に基づく教員定数以上に教員の加配を行い、総合学科の特色を生かした現在の各系列講座を維持すること。
- 3 一戸高等学校の特色や魅力を県内だけでなく県外にも積極的に発信し、県外からの生徒の受け入れを進めること。
- 4 「新たな県立高等学校再編計画」後期計画の策定にあたっては、地域における学校の役割、多様な進路希望を満たす学科配置など地域の声を最大限反映させるとともに、総合学科課程を更に充実させること。

最終案では、統合後の新設校においても現行の一戸高校総合学科の系列維持を想定しており、新設校の校名、校舎、学科の構成等、具体的内容については、今後設置される統合検討委員会において意見を伺いながら検討することとしています。

今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。

(B)

2 一戸高校については、高等学校の教員定数を決める標準法に基づいて定数を定めた上で、総合学科校としての多様なカリキュラムを実現するために1名の加配を行っています。今後も、標準法に基づきながらも、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。(B)

3 県外からの生徒の受け入れについては、令和2年度入試から県教育委員会との間で協議が整った学校について受け入れを開始しており、令和3年度入試では一戸高校を含む7校で受け入れを実施します。また、県外への情報発信については、各学校及び県教育委員会のホームページで行うとともに、県教育委員会では各学校の紹介を掲載したパンフレットも作成し発信していきます。(A)

8月3日	<p>5 二戸保健福祉環境センターへの常駐の児童福祉司の配置について</p> <p>要 旨 児童虐待等に迅速に対応するため、二戸保健福祉環境センターへの常駐の児童福祉司の配置について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 近年、全国的に児童虐待の相談件数が急増しており、厚生労働省の調査によると、平成30年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は159,850件で、統計開始後過去最多であった29年度をさらに2万6,000件余りも上回る結果となっています。</p> <p>当町においては、要保護児童対策地域協議会への登録件数は、30年度末が9件、令和元年度末は14件と増加傾向にあるとともに、対応ケースが複雑化し、ケース終結までが長期化するなど、対応に苦慮する事案も発生しております。</p> <p>当町では、健康子ども課の一般職員が虐待やネグレクト等の緊急案件に対応していますが、その際、一時保護と措置の権限を有する児童相談所との連携が不可欠であります。</p> <p>当町は盛岡市の福祉総合相談センターの管轄となっており、当町を含む県北圏域8市町村の案件については久慈市の県北広域振興局保健福祉環境部に駐在する児童福祉司が対応することとなっており、昨年度3名から本年度は4名体制に増員していただいたところでありますが、久慈市から一戸町までは車で片道1時間以上の移動時間がかかること、児童虐待相談件数の増加に歯止めがかかっていないこと等を考慮すると、二戸地区に児童福祉司を駐在させ、移動時間をかけずに迅速に対応できる体制を構築することが急務であると考えます。</p> <p>つきましては、児童虐待等に迅速に対応するため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 二戸保健福祉環境センターへ常駐の児童福祉司を配置すること。</p>	<p>県では、増加する児童虐待に対応するため、平成30年度から令和元年度にかけて県北駐在児童福祉司を2名増員したほか、令和2年度は児童福祉司を7名増員し、このうち二戸地区を管轄する福祉総合相談センターについては児童福祉司を5名増員し、より迅速な対応が可能となるよう組織体制の強化に取り組んでいるところです。(B)</p> <p>児童虐待等への対応については、虐待通告後48時間以内の安全確認は複数人での対応を求められるなど、専門性を有する職員による組織的な対応が必要であることから、要望のありました二戸地区への駐在職員の配置は現時点では困難であります。児童福祉法施行令の一部改正により児童福祉司の配置基準が人口3万人に対して1人に引き上げられたことを踏まえ、引き続き児童相談所の体制強化を進め、その中で二戸地域における体制についても検討していきます。(B)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	B : 2
------	--	--	---------	---------	-------

8月3日	<p>6 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の早期整備について</p> <p>要 旨 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の早期整備について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 一戸都市計画道路上野西法寺線の整備につきましては、県当局の御尽力により、平成29年度に第三期工区に事業着手され、着実に推進していただいているところです。</p> <p>当町の市街地は、一級河川馬淵川と I G Rいわて銀河鉄道線により東西に分断されており、さらにそれぞれを連絡する道路が狭隘であることから、町の発展に大きな障害となっております。河川と鉄道の東側（新市街地側）には、国道4号が南北に走るほか、県立一戸病院、町総合保健福祉センター、町特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、町コミュニティセンター・図書館、大型ショッピングセンター「イコオ」、町立小中学校などが立地しており、西側（役場側）にも、町役場・体育館・武道場、町運動公園などの公共施設が立地しています。これら主要な公共施設及び商業施設の、町民及び町外からの利用者の利便性を高めるためにも、分断されている東西市街地を連絡する幹線道路の早期整備が強く求められております。</p>	<p>1 一戸都市計画道路上野西法寺（うわのさいほうじ）線の第三期工区につきましては、平成29年度に事業に着手したところであり、現在、用地取得を進めているところです。今後も貴町の協力を頂きながら早期整備に努めていきます（A）</p> <p>2 第三期工区の排水計画につきましては、平成30年8月の I G Rボックス下冠水被害を踏まえ内容を見直すこととしており、一般県道一戸浄法寺線に排水が集中しないよう、新たに整備する道路への分水も視野に検討を進めています。（B）</p>	県北広域 振興局	土木部	A : 1 B : 1
------	---	---	-------------	-----	----------------

第三期工区が完成すれば、地域の救急医療や防災活動がより円滑に行えるようになるとともに、東西にある各施設へのアクセスはもちろん、整備を進めていただいている一般県道一戸浄法寺線（中里地区）の整備効果とも相まって町西部の鳥海地区への交通の利便性も飛躍的に向上するものと、その効果を大いに期待しているところです。

また、かねて要望しております一般県道一戸浄法寺線の排水対策につきましても、第三期工区の整備に併せて、推進工法により鉄道を横断する排水管を敷設するなど万全の排水対策を講じることにより、特定の箇所集中排水がなくなると考えております。

つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段の御高配を賜われますようお願いいたします。

記

- 1 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の早期整備を図ること。
- 2 一般県道一戸浄法寺線に排水が集中することのないよう、万全の排水対策を講じること。

8月3日	<p>7 学校における情報化の推進について</p> <p>要 旨 学校における情報化の推進について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 令和2年度から順次実施されている小・中学校の新学習指導要領では、「情報活用能力」が、言語能力や問題発見・解決能力等とともに学習の基盤となる資質・能力として位置づけられ、教科等横断的な視点に立って育成していくべきものとされました。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること、小学校においてプログラミング関係の学習活動を計画的に実施することなどが定められました。</p> <p>当町では昨年度、町立学校における普通教室、特別教室及び体育館の無線LAN整備を行ったほか、モデル校とした2小学校に一人1台のタブレット端末を、その他小中学校には国が定めた整備方針に基づき3クラスに1クラス分のタブレット端末を整備し、新学習指導要領の実施に必要なICT環境が整いました。しかし、昨年度末より発生している新型コロナウイルスの影響によりGIGAスクール構想に向けた整備が前倒しとなり、今年度中を目標に全生徒に一人一台の環境を整備することとなりました。これを受け昨年度以上に、整備された機器を適切に管理し、且つ、授業の中で積極的に活用していける人材が必須となりました。当町といたしましては、他市町村に先んじて充実させた町立学校のICT環境を十分に活用し、児童・生徒の情報活用能力の育成に向けて、GIGAスクール構想の目指す環境下でも他市町村のモデルとなるような学習活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。</p> <p>また、児童・生徒や教職員が安心してICT環境を活用していくためには、不正アクセス防止等、十分な情報セキュリティ対策が急務となっています。</p>	<p>1 教育の情報化を推進するため、教員を対象とした「小学校プログラミング教育研修講座」の実施や岩手大学と連携して研究を進める「いわて学びの改革研究事業」の推進など、教員のICT活用指導力の向上やICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでおり、引き続き研修内容の充実及び研究成果の普及に努めていくとともに、適切な人材配置に努めていきます。(B)</p> <p>2 平成29年10月に文部科学省において策定された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、都道府県や市区町村において、早急に十分な対策を講じることができるよう財政措置について、引き続き国に要望してまいります。(A) また、県教育委員会では、教員を対象に、情報セキュリティをはじめとする情報モラルの指導力向上に向けた研修を行っており、引き続き研修内容の充実に取り組んでまいります。(B)</p> <p>3 他県等の事例においては、事務作業の軽減化が図られる等のメリットがある一方、市町村等が運用している現在の校務支援システムと新しいシステムとの整合性等について十分に調整する必要があることや、またセキュリティを確保するために新たなネットワークを構築する必要があることなど、多くの課題も示されていることから、他県等の導入や運用の状況等を参考にするとともに、岩手県学校教育ICT推進協議会において統合型校務支援システムについて情報共有を図るなど、一戸町にも協力いただいている「いわての学びの改革研究事業」等も活用しながら、今後研究を進めていきたいと考えています。(B)</p>	県北広域 振興局	県北教 育事務 所	A : 1 B : 3
------	--	---	-------------	-----------------	----------------

全国市町村の首長部局では、国の主導により自治体情報セキュリティクラウドを都道府県単位で構築してセキュリティレベルを大幅に向上させたところであり、児童・生徒の個人情報が集まる学校においても、国の主導による抜本的なセキュリティ強化や、情報を取り扱う教職員への情報セキュリティ教育の更なる充実が求められます。

さらに、市町村立学校の事務処理を支える校務支援システムにつきましては、これまで各市町村がそれぞれパッケージ製品を導入して運用してきたところですが、操作方法等が製品ごとに異なることから、教職員が他市町村へ異動するたびに一から覚えなおす必要があります。また、メールアドレスも異動のたびに新たに付与されており、教職員同士の情報交換等に支障が生じております。学校における働き方改革を進め、教育の質の向上を図るためには、教職員を雑務から解放する業務改善が必要不可欠です。県立学校と市町村立学校が校務支援システムをクラウドで共同利用することが可能となれば、教職員の負担軽減のほか、システム運用コスト縮減やセキュリティ強化、耐災害性強化等各方面で大きなメリットが得られるものと考えます。

つきましては、学校における情報化を推進するため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 各教科等の特質を生かして、自らICTを活用し、また児童・生徒に教えることのできる教員の育成を進めるとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成する学習活動のモデルケース確立に向け、当町の小・中学校の充実したICT環境を生かした適切な人材配置や研究指導等を行うこと。

2 学校における情報セキュリティ確保について、技術的支援や財政的支援などの抜本的な対策を講じるよう国に働きかけるとともに、教職員に対する情報セキュリティ教育を拡充すること。

3 県立学校と市町村立学校が共同利用可能な校務支援システムの導入について、他都道府県の導入状況や県内市町村の意向を踏まえ、早急に検討を行うこと。

8月3日	<p>8 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算確保について</p> <p>要 旨 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の十分な予算確保について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 当町では、トマト、りんどう、レタス、葉たばこ、畜産などの重点品目について、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業を活用して生産施設や生産管理用機械を整備し、栽培面積の拡大や労働時間の削減によって農家収入の確保や農家経営の安定を図るなど、産地確立に向けた積極的な取組を展開してまいりました。</p> <p>近年の当町における農業の状況は、高齢化に伴って栽培面積を縮小する農家や廃作する農家もおりますが、一方では、規模拡大を志向する担い手農家もあり、意欲的な担い手に農地が集積される過程にあります。</p> <p>また、通年で農業所得を得るため、夏季にはトマト、りんどう、レタス、葉たばこなどを栽培し、冬季には菌床しいたけ、促成アスパラガスなどを栽培する作型に取り組む生産者が増加しており、今後、これらの品目の生産がさらに拡大するものと見込んでおります。</p> <p>このような規模拡大を志向する農家や冬季の栽培にも取り組む農家から、パイプハウスなどの生産施設整備やトラクターなどの生産管理用機械整備への本事業による支援要望が多く寄せられており、それらの要望に的確に応えていくことにより、担い手農家を中心とした園芸産地の構築を図りたいと考えております。</p> <p>つきましては、担い手農家の意欲を高め地域農業の振興を図るため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算枠を確保すること。</p>	<p>本事業は、地域農業マスタープランの実現に向け、園芸、畜産等の中心経営体の規模拡大や、地域資源を活用した6次産業化等の取組について、必要な機械・施設等の整備を支援するものです。令和元年度からは、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成もメニューに加え、意欲ある担い手の経営発展を支援しています。</p> <p>県では、できる限り要望に応えるため、当初配分後においても、事業費の精査や補助金の配分額の調整等により事業の採択に努めているところであり、一戸町については、令和元年度に26件、26,624千円の支援を行ったところです。</p> <p>今後とも、担い手の育成や産地の育成・拡大に向けた取組ができるよう、地域の要望を踏まえ予算の確保に努めていきます。(B)</p>	県北広域 振興局	農政部	B : 1
------	--	--	-------------	-----	-------

8月3日	<p>9 農業基盤整備事業の予算確保について</p> <p>要 旨 農業基盤整備事業の十分な予算確保について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 当町における農業基盤整備につきましては、平成21年度に採択され令和4年度の完成を目指す鳥海地区圃場整備事業や、平成25年度に採択され令和6年度の完成を目指す農道上野線二期事業につきまして、県をはじめ関係各位の御理解と御協力の下、事業を推進していただいております。鳥海地区圃場整備については面工事を終え、事業完了が目前となっております。</p> <p>農業基盤整備は、事業計画どおり着実に推進することによって、受益農家等の活性化に大きな効果を見込むことができますが、計画に大幅な遅れを生じた場合には、担い手農家の経営や農地集積に悪影響が及ぶ恐れがあります。年度ごとの事業実施につきましても、当初予算に計上された事業費については1年間の中で計画的に執行することができますが、補正予算に計上された場合には、年度末までの限られた期間で対応を迫られることとなります。</p> <p>加えて、補正予算が確保できない場合の事業スケジュールへの影響を考慮いたしますと、安定的な当初予算の確保がますます重要となってまいります。</p>	<p>1 について 経営体育成基盤整備事業鳥海地区について、令和2年度は、水田の汎用化が可能となる暗渠排水工事50haを行っています。</p> <p>また、農道整備事業上野2期地区については、用地問題の解決など今後の事業推進に向けて、ルートのご検討と用地調査を行っています。</p> <p>農業生産基盤の整備は、生産コストの低減など農業競争力の強化はもとより、農業経営の安定により後継者の確保が図られるなど、地域農業の維持・発展を図るうえで重要であるため、今後とも計画的に推進していく必要があります。</p> <p>こうしたことから、県では、繰り返し国に対して農業農村整備事業関係予算の十分な確保等について要望しており、今後も引き続き国に要望してまいります。（B）</p> <p>2 について 基盤整備事業の実施に当たっては、地域内で営農ビジョン等を話し合う合意形成過程を経て、県が事業計画書の策定作業を行う調査計画事業を実施し、国庫補助事業の採択申請を行うことにしています。</p> <p>基盤整備の実施を希望している一戸町駒木地区及び姉帯地区については合意形成過程にあるため、現在、県では、地域の話し合いに参加し、担い手の明確化や農地の集積、高収益作物の導入等を内容とする営農ビジョンの作成を支援しているところです。</p>	県北広域 振興局	農政部	B : 2
------	--	--	-------------	-----	-------

また、当町においては、圃場整備実施を目指し、地区内で合意形成を進めている調査計画申請準備地区が2地区あり、農家の高齢化が進む中であって農地の区画拡大による農作業の効率化、担い手への集積・集約化等、中山間地域における所得の確保及び農業農村の維持のため、農業基盤整備への期待は非常に高いものとなっております。

つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 鳥海地区圃場整備事業及び農道上野線二期事業を事業計画どおり着実に推進するとともに、当初予算に事業費を全額計上できるよう、今後も引き続き国に対し必要な予算確保を働きかけること。

2 中山間地域における所得の確保及び農業農村の維持に資する圃場整備の実施要望に応えるため、早期の事業採択及び必要な予算を確保すること。

今後は、調査計画事業の早期着手に向けて、引き続き営農ビジョンづくりや合意形成の促進に取り組んでいきます。

また、駒木地区や姉帯地区を含め、県内各地から多くの基盤整備の実施要望が寄せられている実情を踏まえ、計画的に推進していくことが重要であるため、今後とも国に対して必要な予算の確保を要望していきます。(B)

8月3日	<p>10 県北広域の製造業の競争力強化について 要 旨 県北広域の製造業の競争力強化について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 県北広域における製造業の競争力強化につきましては、企業立地促進奨励事業費補助金の補助率引き上げや県北広域産業力強化促進事業費補助金の創設などにより、生産性向上や技術力向上を図る設備投資等に対して手厚く支援していただいております、深く感謝申し上げます。</p> <p>当町を含め、県北広域の製造業は、その多くが誘致企業として立地しており、国内の主要な製造拠点となっておりますが、主な取引先や協力企業等が遠方にあることが多く、競合他社に比べ、様々な面で距離のハンデを負った状況にあります。</p> <p>例えば新規受注や取引拡大を図る場合には、遠方の発注者や協力企業等との調整が必要になりますが、試作品の作製ひとつとっても競合他社より時間と費用がどうしても多めにかかるため、新規受注や取引拡大に向けた活動を増やしにくい状況となっております。距離のハンデが反映されやすいこのような活動を活性化する支援が行われれば、立地条件の不利を克服して取引を拡大しやすくなり、設備投資等を支援する既存制度もより有効に活用されるようになるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>つきましては、県北広域の製造業の競争力をより一層高めるため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 新規受注や取引拡大を図る取組に要する経費への補助や、物流効率化に向けた共同研究の支援など、県北広域の製造業が負っている距離のハンデの克服に向けた新たな支援策を講じること。</p>	<p>県では、平成29年度に県北広域産業力強化促進事業費補助金を創設し、県北広域の中小企業による生産性向上等に資する設備導入を支援しているところです。当該補助金はサプライチェーンの強化に資する設備導入についても補助対象としており、県内外の企業との新たな協業や取引拡大のほか、地域クラスターの形成、物流の効率化、部材点数の削減など、要望の趣旨に沿った活用も可能と考えています。</p> <p>また、企業の事業活動に対する支援については、商工観光振興資金や小口事業資金などに加え、県北地域の企業支援のため、利子負担の引き下げによる軽減措置を設けた中小企業成長応援資金といった各種融資制度も整備しているところです。</p> <p>県では、要望の趣旨を踏まえ、製造業の物流効率化を含め、県北広域における産業の競争力強化に向けた支援について引き続き研究していきます。</p>	県北広域 振興局	経営企 画部	B : 1
------	---	--	-------------	-----------	-------

8月3日	<p>11 広域連携道路網の整備について</p> <p>(1) 一般県道一戸浄法寺線の排水対策について</p> <p>要 旨 一般県道一戸浄法寺線の排水対策について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 一般県道一戸浄法寺線は、当町の中心部から鳥海地区を經由して旧浄法寺町を結んでおり、人的・物的交流促進や産業振興など、県北地域の振興に極めて重要な路線であります。</p> <p>しかしながら、平成25年9月の台風18号により、西法寺地区から古舘平地区にかけて本路線が冠水し、特にも IGRいわて銀河鉄道ボックス下は、冠水により2日間通行止めになりました。当該箇所では、平成30年8月の大雨の際にもタクシー1台が水没するなど、大雨による冠水で交通にたびたび支障が出ていることから、この路線を生活路線として利用している地域住民は、一日も早く抜本的な排水対策が行われることを強く望んでおります。</p> <p>地形による制約もございますが、例えば、推進工法により新たな配水管を敷設し、馬淵川までの排水路を確保する方法が考えられます。また、一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の整備に併せて万全の排水対策を講じることにより、一箇所に排水が集中することがなくなるものと考えております。</p> <p>つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 IGRいわて銀河鉄道ボックス下の排水対策を講じること。</p>	排水対策については、令和元年度から調査設計を行っており、引き続き取り組んでいきます。(B)	県北広域振興局	土木部	B : 1
------	---	---	---------	-----	-------

8月3日	<p>11 広域連携道路網の整備について (2) 主要地方道一戸山形線の早期改良整備について</p> <p>要 旨 主要地方道一戸山形線の早期改良整備について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 主要地方道一戸山形線は、県北地域の中央部を東西に横断しており、地域の文化、産業、観光路線として、当町はもとより県北地域における主要路線であります。</p> <p>しかしながら、当該路線はカーブ箇所が多い上に幅員が狭く、特に双畑地区及び来田地区は車両等のすれ違いも危険な状態です。地域住民にとっては、交通事故の危険があるほか、生活路線として不便であり、地域経済発展にも大きな障害となっております。</p> <p>つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主要地方道一戸山形線双畑地区及び来田地区の早期改良整備を行うこと。</p>	<p>主要地方道一戸山形線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>当面は幅員狭小箇所において車両のすれ違いが円滑にできるよう、待避所の整備等を検討していきます。(C)</p>	県北広域 振興局	土木部	C : 1
------	--	--	-------------	-----	-------

8月3日	<p>11 広域連携道路網の整備について (3) 主要地方道一戸葛巻線の早期改良整備について</p> <p>要 旨 主要地方道一戸葛巻線の早期改良整備について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 主要地方道一戸葛巻線は、葛巻町から当町姉帯・小鳥谷地区を経て国道4号と接続し、陸中海岸、岩泉町方面と東北新幹線二戸駅や秋田、青森方面を結ぶ、観光や産業経済の交流にとって極めて重要な路線となっております。また、葛巻町田部地区の住民が県立一戸病院に通院するための唯一の連結道路であり「命の道路」となっております。</p> <p>しかしながら、この路線は狭隘な箇所が多く、特に、当町と葛巻町の境に位置する通称「奥通地区」は、非常に幅員が狭いため、大型車両のすれ違いが不可能な状況にあります。</p> <p>また、比較的平坦な小鳥谷寄りの「侍村地区」は、家屋密集地が急カーブとなっており、見通しが悪い上に歩道もなく、車両と歩行者双方が非常に危険な状況となっております。加えて、平成14年1月、平成15年4月及び平成23年9月には土砂崩れが発生し、平成18年10月には道路が冠水しており、その度に一時通行止めとなっていることから、一日も早く改良整備が行われることを、地域住民は強く望んでおります。</p> <p>つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 主要地方道一戸葛巻線奥通地区及び侍村地区の早期改良整備を行うこと。</p>	<p>主要地方道一戸葛巻線の奥通（おくどおり）地区については、地形が急峻であり、改良整備に多額の事業費が見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、平成28年度には、幅員狭小箇所の一部区間について、車両のすれ違いが円滑にできるよう、待避所を設置したところですが、さらに増設の検討をしていきます。(C)</p> <p>同線侍村（さむらいむら）地区については、急カーブ区間の対策も含め、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県北広域 振興局	土木部	C : 2
------	--	---	-------------	-----	-------

<p>8月3日</p>	<p>12 放射性物質に汚染された農林業系副産物の最終処理の支援について</p> <p>要 旨 放射性物質に汚染された牧草等の農林業系副産物の最終処理の支援について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 原子力発電所事故に起因する放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理については、当該市町村等の既存焼却処理施設等を活用して焼却処理を進めることが基本とされており、県から市町村等に対し、処理の実施を要請されているところです。 二戸地区4市町村では当町のみが、汚染された農林業系副産物（汚染牧草約582トン）を有しており、県及び二戸地区関係市町村等の実務者レベルで焼却処理に向けて協議したところ、各施設の老朽化による性能上の課題等があり焼却処理の実施までに相当の期間を要することが想定されたことから、岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業を活用して汚染牧草を一時的に地中保管することとし、平成26年8月に工事を終えております。 しかしながら、地域住民にはあくまでも暫定的な措置である旨説明した上で一時保管場所を確保したこと、また、地中保管に使用した遮水シートの耐用年数が10年程度であることから、最終処理に向けて、数年以内に抜本的な解決を図らなければならないものと認識しております。 つきましては、放射性物質に汚染された農林業系副産物の最終処理を進めるため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 焼却処理以外の最終処理方法を示すこと。 2 最終処理に要する経費について財政的支援を行うこと。</p>	<p>1 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理については、廃棄物として処理する場合、8,000Bq/kg以下のものについては、県独自にガイドライン（第2版）を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。焼却処理以外の処理方法については、今後の国の方針、汚染状況の推移、新たな技術開発などの状況について鋭意情報収集していきます。（B） 2 農林業系副産物の処理に要する経費に対する財政支援については、現在、環境省の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」により措置されていますが、農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、処理終了時まで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講じるよう国に対し要望しています。（B） 県としては、引き続き既存焼却施設を活用した処理を基本としつつ、各自治体における個別の事情等も勘案しながら、早期処理に向けて鋭意調整を行います。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、農政部</p>	<p>B：2</p>
-------------	---	---	----------------	--------------------	------------